

株式取扱規則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及びその手数料については、定款第13条に基づきこの規則に定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）並びに口座管理機関である証券会社及び信託銀行等（以下、「証券会社等」という。）の定めるところによる。
- 2 当社及び当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取り扱い及び手数料、権利行使に際しての手続等は、この規則の定めるもののほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

- 第2条 当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

- 2 この規則による手続き及び当社が株主名簿管理人に事務を委託した事項についての請求又は届出等の手続きは、株主名簿管理人に対して行うものとする。

(請求又は届出)

- 第3条 この規則による請求又は届出は、当社の定める書式によるものとする。但し、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合は、この限りでない。
- 2 前項の請求又は届出について、代理人により行うときは代理権を証する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは同意を証する書面を提出しなければならない。
- 3 当社は、第1項の請求又は届出が証券会社等及び機構、若しくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主からなされたものとみなして取り扱うことができるものとする。
- 4 当社は、第1項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- 5 当社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がなければ第1項の請求又は届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載又は記録等

(株主名簿への記載又は記録)

- 第 4 条 当社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載又は記録を行う。
- 2 当社は、株主名簿に記載又は記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載又は記録を変更する。
 - 3 前 2 項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載又は記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

- 第 5 条 当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載又は記録等)

- 第 6 条 新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。
- 2 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第 3 章 諸 届

(株主等の住所、氏名又は名称の届出)

- 第 7 条 株主等は、住所、氏名又は名称を当社に届け出なければならない。
- 2 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。但し、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りではない。

(外国居住株主等の届出)

- 第 8 条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか又は通知を受けるべき場所を定めて、これを届け出なければならない。
- 2 常任代理人には、前条第 1 項の株主等を含むものとする。
 - 3 第 1 項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。但し、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りではない。

(法人の代表者)

- 第 9 条 株主等が法人であるときは、その代表者 1 名の役職名及び氏名を届け出なければならない。
- 2 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。但し、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りではない。

(共有株式の代表者)

- 第 10 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定めてその住所、氏名又は名称を届け出な

なければならない。

- 2 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法定代理人)

第11条 親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所、氏名又は名称を届け出なければならない。

- 2 前項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(その他の届出)

第12条 第7条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、若しくは証券会社等を経由して届け出るものとする。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

- 2 証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第13条 当社の新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項及びその届出方法については第7条から前条を準用する。但し、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第4章 少数株主権等の行使方法

(少数株主権の行使方法)

第14条 社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう。）をしたうえで署名又は記名押印した書面により行うものとする。

- 2 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項及び第5項を適用するものとする。

第5章 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取り請求の方法)

第15条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第16条 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取

扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取価格に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第17条 当社は、前条により算出された買取価格から第20条に定める手数料を差し引いた額（以下、「買取代金」という。）を、当社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に支払う。

2 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

(買取株式の移転)

第18条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払手続を完了した日に当社の口座に振り替えられるものとする。

第6章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第19条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他の特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第7章 手数料

(手数料)

第20条 当社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。但し、第15条（単元未満株式の買取請求の方法）に基づく株式買取りの請求は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額を手数料として請求する。

2 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第8章 附 則

(改廃)

第21条 この規則の改廃は、取締役会の決議による。

(定款変更に伴う条数の変更)

第22条 当社の定款第13条（株式取扱規則）の条数が変更されたときは、第1条に定める「定款第13条」は変更後の条数を定めたものとみなす。

(実施期日及び改訂)

第23条 この規則は、平成16年 6月25日から実施する。
平成17年 1月 1日 一部改定

平成17年	6月15日	全部改定
平成17年	10月1日	一部改定
平成18年	2月21日	全部改定
平成18年	5月1日	一部改定
平成18年	6月29日	一部改定
平成19年	10月1日	一部改定
平成21年	1月5日	全部改定
平成25年	10月1日	一部改定
平成29年	10月1日	一部改定